

○議事日程（令和4年12月27日最終日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 議案第59号 養老町個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第4 議案第60号 養老町個人情報・情報公開・行政不服審査会条例の制定について
- 日程第5 議案第61号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第62号 養老町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第63号 養老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第64号 養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第65号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第66号 養老町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第67号 町道路線の廃止及び変更並びに認定について
- 日程第12 議案第68号 令和4年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更について
- 日程第13 議案第69号 令和4年度養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れの変更について
- 日程第14 議案第70号 令和4年度養老町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第15 議案第71号 令和4年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第72号 令和4年度養老町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第73号 令和4年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第74号 令和4年度養老町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第75号 令和4年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第76号 令和4年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第77号 令和4年度養老町上水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第78号 令和4年度養老町公共下水道事業会計補正予算（第1号）

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 大橋三男

○出席議員

1番	西脇康	2番	清水由美子
3番	小寺光信	4番	北倉義博
6番	長澤龍夫	7番	大橋三男
8番	吉田太郎	9番	早崎百合子
10番	野村永一	11番	田中敏弘
12番	松永民夫	13番	水谷久美子

○欠席議員

なし

○欠員

1名

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	川地憲元	副町長	田中一也
教育長	森島恵照	総務部長	川口智也
特命事項推進監兼 総務部税務課長	藤田勝彦	副特命事項推進監兼 総務部総務課長	近藤晴彦
総務部長 企画財政課長	尾前眞理	住民福祉部長	大倉修
住民福祉部長 住民環境課長	小里克昌	住民福祉部 健康福祉課長	近藤真由美
住民福祉部 子ども課長	香川明美	産業建設部長	松岡弘泰
産業建設部長 建設課長	問山剛	産業建設部 産業観光課長	竹中修
産業建設部長 水道課長	加納康宏	会計管理者	高橋正人
会計課長	若山実穂	教育委員会 事務局長	中島恵美
教育委員会 教育総務課長	大橋嘉代	教育委員会 生涯学習課長	西脇直樹
消防長	坂口貴	消防総務課長	古川博規

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会事務局長	中島和哉	議会事務局書記	國枝利法
--------	------	---------	------

(開議時間 午前9時30分)

○議長(大橋三男君) 皆さん、おはようございます。

令和4年第4回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部各位には御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いします。傍聴者の方をお願いします。

前段を私が読み上げますので、後段の御唱和をよろしくをお願いします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(大橋三男君) ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は全員の出席であります。

また、インターネットライブ中継及び録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。

また、試験的に役場1階ロビーのモニターにてインターネットライブ中継を放送いたします。

ただいまから令和4年第4回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長(大橋三男君) それでは、日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定によって、3番 小寺光信君、4番 北倉義博君、以上を指名をいたします。

○議長(大橋三男君) 次に、日程第2、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

また、休会中に常任委員会、予算特別委員会が開催され、付託案件の審査報告書が議長に提出をされました。詳細につきましては、後ほど委員長より報告を求めます。

これで諸般の報告を終わります。

○議長(大橋三男君) それでは、日程第3、議案第59号 養老町個人情報保護法施行条例の制定についてから日程第11、議案第67号 町道路線の廃止及び変更並びに認定についてまでの9議案を一括議題として上程をいたします。

この9議案は、各常任委員会の所管事項ごとにその委員会に付託し、それぞれ審査されましたので、ここで各委員長より審査の経過及び結果についての報告を求めます。

最初に総務民生委員会の報告を求めます。

総務民生委員会委員長 清水由美子君。

○総務民生委員長(清水由美子君) 総務民生委員会報告をさせていただきます。

去る12月20日、各委員及び議長並びに執行部の出席の下、総務民生委員会を開会いた

しました。

審査事項は、当委員会に付託されました条例の制定3件、条例の一部改正5件の議案についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果について御報告いたします。

まず、議案第59号 養老町個人情報保護法施行条例の制定についてに関しましては、

1. 現法では個人情報の取扱いに当たり、利用目的をできる限り指定し、第三者提供はあらかじめ本人の同意を得るのが原則という一定の基準が設けられているが、今回の改正でどうなるのかの問いに対して、今回の改正後も一定の基準は変わらないとの回答でした。

2. 匿名加工情報の規定の取扱いはどうなるのかの問いに対して、本町は匿名加工情報提供制度は導入しないとの回答でした。

3. 現在は匿名加工情報を導入しないが、動向によっては今後導入する方向性もやむを得ないという理解でいいのかの問いに対して、現状は導入の予定はないが、仮に導入する場合には、当然パブリックコメントなどを実施して是非を諮っていくことになるかと考えるとの回答でした。

なお、この議案については討論がなされました。

まず、反対討論として、新たに法に規定される匿名加工情報は、特定の個人を容易に識別することができないように加工しているとはいえ、本人の同意を得ずに外部提供できる規定であり、国はマイナンバーカードを軸にデジタル化を強引に進め、国の成長戦略のために個人データの利活用を推進しているため、本条例には反対するとの討論がありました。

次に、賛成討論として、新個人情報保護法により全国共通ルールに一元化され、必要に応じてパブリックコメントを実施するということが鑑み、賛成するとの討論がありました。

次に、議案第60号 養老町個人情報・情報公開・行政不服審査会条例の制定についてに関しましては、1. 現行の個人情報保護審査会、情報公開審査会、行政不服審査会の委員数はこの問いに対して、それぞれ同じ委員に委嘱しており、現在3名との回答でした。

なお、この議案については討論がなされました。

反対討論として、養老町個人情報保護法施行条例に伴う諮問機関として設置される条例の制定であるので前条例の反対を根拠に反対するとの討論がありました。

次に、議案第61号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてに関しましては、1. 養老町定数条例の改正による定数の各区分の増減の根拠は、またトータル26名の減の理由はの問いに対して、幼保一元化によるこども園への移行により教育委員会部局から町長部局へ定数が移ったことなどによる増減。26名の減の理由は、業務に支障がない形で会計年度任用職員などに移行したこ

とによるものとの回答でした。

2. 養老町職員の給与に関する条例の改正による6級7級区分を「困難な業務を行う」、「特に困難な業務を行う」と改正している理由はこの問いに対して、国の準則等を用いており、町の実情に合わせ最適な表現にしたものとの回答でした。

次に、議案第62号 養老町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてに関しましては、1. 第12条ただし書の「年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日を経過したものであるとき」の解釈を教えてくださいたいの問いに対して、現条例では60歳になった日の年度末が退職日となるが、改正後に定年が61歳に引き上げられた場合、61歳まで待たず一旦退職をした上で再任用短時間勤務が可能となり、60歳以降の選択肢の幅が広がるものとの回答でした。

次に、議案第63号 養老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてに関しましては、1. 今回の改正は民間企業と比較してどう理解しているかの問いに対して、8月の人事院勧告に基づいて上げを行うものであり、民間給与との比較によりこのような勧告がなされたものと承知しているとの回答でした。

次に、議案第64号 養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてに関しましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第65号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてに関しましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第66号 養老町税条例等の一部を改正する条例についてに関しましては、1. 改正による町税への影響はこの問いに対して、住宅ローン控除が延長となり町税に影響するが、減額分は国費で補填されるので、おおむね町への影響はないものと承知しているとの回答でした。

以上、審査に付されました条例の制定3件、条例の一部改正5件の議案につきまして、質疑、討論、採決の結果、議案第59号 養老町個人情報保護法施行条例の制定について及び議案第60号 養老町個人情報・情報公開・行政不服審査会条例の制定についてについては挙手多数により、それ以外の議案については挙手全員により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、総務民生委員会の審査経過並びに結果報告といたします。

○議長（大橋三男君） 総務民生委員会委員長の報告が終わりました。

これより、総務民生委員会委員長報告に対する質疑を行います。

なお、これらの案件については総括質疑が終了しておりますので、所属外の議員から経過及び結果についての質疑といたします。

なお、審査の経過及び結果についての質疑は、総務民生委員会委員長に答弁をお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、産業建設委員会の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 小寺光信君。

○産業建設委員長（小寺光信君） それでは、産業建設委員会の報告を行います。

去る12月20日、各委員及び議長並びに執行部の出席の下、産業建設委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました町道路線の認定等1件の議案についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果について御報告いたします。

まず、議案第67号 町道路線の廃止及び変更並びに認定についてに關しましては、1つ、今回の町道路線の変更により約2,470平方メートルの減となっているが、交付税への影響はどれくらいあるかの問いに対して、約50万円減額と試算されるとの回答でした。

2つ目、高田188号線を新規認定する経緯はの問いに対して、当初からの赤道であり、生活道路としての利用が見受けられ、周辺の集落化、宅地造成が進み、一般道路としての利用が確認されたことから町道として維持管理する必要性が生じたことにより認定したもののとの回答でした。

また、要望として、路線調書について、東海環状自動車道関係と一般関係など区分が分かるように記載願いたいとの要望がありました。

以上、審査に付託されました町道路線の認定等1件の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、挙手全員により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、産業建設委員会の審査経過並びに結果報告といたします。

○議長（大橋三男君） 産業建設委員会委員長の報告が終わりました。

これより、産業建設委員会委員長報告に対する質疑を行います。

なお、これらの案件については総括質疑が終了しておりますので、所属外の議員から経過及び結果についての質疑といたします。

なお、審査の経過及び結果についての質疑は、産業建設委員会委員長に答弁をお願いします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより順次、討論及び採決を行います。

まず、日程第3、議案第59号 養老町個人情報保護法施行条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（大橋三男君） まず、反対討論でございますが、反対討論ですか。

水谷議員。

○13番（水谷久美子君） 養老町個人情報保護法施行条例について、反対の討論を行います。

前法の個人情報保護法では、個人情報の取扱いに当たり、利用目的をできる限り指定し、第三者提供はあらかじめ本人の同意を得るのが原則と一定の規定が設けられていました。

しかし、これまで条例になかった匿名加工情報の規定は、特定の個人を容易に識別することができないものに加工しているという言い分で、本人の同意を得ず、販売も含んだ外部提供できる匿名加工情報制度を設けたものです。制度は、本人の同意が必要ないばかりか、提供された事実も本人に追記されません。自分の情報が個人情報ファイルに記載された提供対象となっていることもほとんど分かりません。危惧するのは個人情報の漏えいです。2021年の漏えい紛失事故は、個人情報では574万9,773人と最悪更新と、東京商工リサーチが公表しています。この漏えい事実も個人には通知されません。

匿名加工情報は当町において実施しない、またパブリックコメントの実施も検討するとの町の取組はよいことですが、マイナンバーカードを軸にデジタル化を強引に進める国の成長戦略のために個人データの利活用を推進する本条例に反対をいたします。

○議長（大橋三男君） 次に賛成討論はありますか。

[挙手する者あり]

○議長（大橋三男君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） それでは、賛成討論をいたします。

提案理由時に説明がありましたように、国においてデジタル社会の形成を図るため、関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が改正され、これまで地方公共団体が各団体の条例で規律してきた個人情報の保護は、令和5年4月1日以降、法による全国共通のルールに変わりますが、中身は基本的には従来どおりであり、ただいま委員長報告がありましたとおり、場合によってはパブリックコメントで対応していくとの執行側の回答を得ており、今回の改正は当然賛成すべきとの観点から賛成討論といたします。以上です。

○議長（大橋三男君） ほかに反対討論はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（大橋三男君） ないようです。

それでは、賛成討論はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（大橋三男君） ないようですので、討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第60号 養老町個人情報・情報公開・行政不服審査会条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（大橋三男君） 反対討論ですね。

13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 養老町個人情報・情報公開・行政不服審査会条例の制定について、反対の討論を行います。

本条例は前条と2本立てであります。前条の根拠に反対し、反対するものであります。

○議長（大橋三男君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） なしと認めます。討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第61号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第62号 養老町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第63号 養老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第64号 養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第65号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第66号 養老町税条例等の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第67号 町道路線の廃止及び変更並びに認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第12、議案第68号 令和4年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更についてから日程第22、議案第78号 令和4年度養老町公

共下水道事業会計補正予算（第1号）までの11議案を一括議題として上程をいたします。

この11議案は予算特別委員会に付託し、審査されましたので、予算特別委員長より審査の経過及び結果についての報告を求めます。

予算特別委員会委員長 松永民夫君。

○予算特別委員長（松永民夫君） 御無礼をいたします。予算特別委員会報告。

去る12月20日、各委員及び議長並びに執行部の出席の下、予算特別委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました令和4年度一般会計及び特別会計補正予算11件の議案についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果について御報告をいたします。

まず、議案第68号 令和4年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更についてに関しましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第69号 令和4年度養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れの変更についてに関しましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第70号 令和4年度養老町一般会計補正予算（第8号）に関しましては、
1. 障害児通所給付事業の補正内容と、就学前児童の障害の状況についてはの問いに対しまして、放課後等デイサービス事業について当初見込みより利用者が増えたことにより増額計上したものです。現状としては、保育士、保護者、そよかぜ教室とが連携を密にし、早期の気づきやじっくり見守っていく体制を構築しているとの回答でありました。

2. 出産子育て応援事業の算定根拠はの問いに対しましては、妊娠届出時に5万円、出産時に5万円の計10万円を支給するもので、延べ138人分を予算計上したとの回答でありました。

3. 多面的支払交付金事業の補正増の要因はの問いに対しては、事業計画に対する交付率が前年並みの75%で計算をしていたが、国から82.6%の交付決定がなされたことに伴い、その増額分を計上したものととの回答でありました。

4. 電気料の値上げに関しましては、今回、何を基準に計上をしたのかの問いに対しましては、現在受けている電力供給に市場の価格を加えた電気料金とする体系に見直すことが示された。秋から冬の円相場や世情の状況を踏まえ、請求のあった電気料金の実績から、基本料金単価価格、予定使用電力量と市場連動分などを乗じ、積算して計上したとの回答でありました。

5. 水みちの連続性推進事業について、事業内容と対象場所はの問いに対しましては、水みちの連続性を回復させ落差を解消することで、生息環境の改善及び水利環境の改善を図るものであり、石畑地内1か所で実施しているとの回答でありました。

6. 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金について、今回の補正により協力店舗への支払いがされるということかの問いに対しては、今年2月から3月にかけて行われ

た協力金事業について、その額の確定が県から通知されたことに伴い、協力店舗へ支給がされるもの。対象店舗数は50件との回答でありました。

7. 地区公民館維持管理費の旧 J A 広幡支店の譲渡に係る詳細はの問いに対しましては、旧 J A 広幡支店の財産譲渡に係るものであり、町の基準に基づいて固定資産税評価額から算出した土地価格及び施設改修工事費として計上したもの。施設改修の内訳は、主にカウンター、金庫扉の撤去、トイレの洋式化改修及び付随する電気設備工事との回答でありました。

8. 地区公民館維持管理費について、A E D を更新する施設はどこかの問いに対しては、小畑公民館、多芸公民館、日吉公民館、日吉公民館室原分館との回答でありました。

次に、議案第71号 令和4年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）に関しましては、1. 一般保険療養給付費が大きく増加しているが、医療費動向をどのように分析をしているかの問いに対しては、加入世帯数はほぼ横ばいであるが、1人当たりの給付費が昨年度に比べ1万7,000円伸びている。全体としては、コロナ前の水準に近づいてきているとの回答でありました。

次に、議案第72号 令和4年度養老町簡易水道特別会計補正予算（第1号）に関しては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第73号 令和4年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第3号）に関しましては、1. 食肉事業センター管理費の消耗品、施設修繕費の内訳はの問いに対しては、消耗品については、高圧洗浄機など機器に関する消耗部分の部品などであり、施設修繕費は屋上貯水槽の給水タンク漏水の修繕などとの回答でありました。

次に、議案第74号 令和4年度養老町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）に関しましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第75号 令和4年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）に関しましては、1. 居宅介護サービス給付費負担金の増額の理由はの問いに対しては、コロナ禍で訪問介護などの居宅介護サービスの利用者が他のサービスより増えてきているため。前年度の実績と比べ103.6%増の見込みであり、その分の予算計上をしたものであるとの回答でありました。

2. 特定入居者介護サービス費負担金の減額の要因はの問いに対しては、有料老人ホーム入居者の見込みが当初見込みより少なかったためとの回答でありました。

次に、議案第76号 令和4年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）に関しましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第77号 令和4年度養老町上水道事業会計補正予算（第1号）に関しましては、営業設備費の備品購入の内訳はの問いに対して、現場において土に埋もれた水道メーターなどを探すための金属探知機の故障により購入するものとの回答でありました。

最後に、議案第78号 令和4年度養老町公共下水道事業会計補正予算（第1号）に関

しましては、特に質疑はありませんでした。

以上、審査に付されました令和4年度一般会計及び特別会計補正予算11件の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、挙手全員により、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

これをもちまして、予算特別委員会の審査経過並びに結果報告といたします。

○議長（大橋三男君） 予算特別委員会委員長の報告が終わりました。

ただいまの予算特別委員会委員長報告に対する質疑でございますが、これらの案件については、議会初日に総括質疑が終了しており、私以外の委員会所属外の議員がいないことから省略をいたします。

これより議案ごとに順次、討論及び採決を行います。

まず、日程第12、議案第68号 令和4年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第69号 令和4年度養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れの変更についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第70号 令和4年度養老町一般会計補正予算（第8号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第71号 令和4年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第72号 令和4年度養老町簡易水道特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第73号 令和4年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第74号 令和4年度養老町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第75号 令和4年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第76号 令和4年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定する

ことに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第77号 令和4年度養老町上水道事業会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第22、議案第78号 令和4年度養老町公共下水道事業会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（大橋三男君） これをもちまして本日の議会日程にあります議案の審議は全て終了いたしました。

お諮りします。

次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会閉会中も議会運営委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、

議会運営委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） お諮りします。

第4回定例会の審議内容等を報告する機関誌の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会閉会中も議会だより編集特別委員会に付託したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も第4回定例会の審議内容等を報告する機関誌の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会だより編集特別委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） お諮りします。

総務民生・産業建設の各常任委員会及び議会改革特別委員会及び予算特別委員会の所管事務の調査について、議会閉会中も継続して調査・研究することにいたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会及び議会改革特別委員会及び予算特別委員会の所管事務の調査について、継続して調査・研究することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） お諮りします。

議員定数検討特別委員会については、調査が終了しましたので、解散することにいたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、議員定数検討特別委員会については、解散することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） これで本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。

これをもちまして、令和4年第4回養老町議会定例会を閉会します。

本日は御苦労さまでした。

（閉会時間 午前10時22分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年12月27日

議 長 大 橋 三 男

議 員 小 寺 光 信

議 員 北 倉 義 博